

福岡県医発第 1806 号（地）

平成 22 年 1 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（ 公 印 省 略 ）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う専門医の診断書添付
の義務化について（依頼）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が、平成 20 年 12 月 5 日に公布され、平成 21 年 12 月 4 日付けで施行されたことに伴い、猟銃等の所持許可またはその更新（3 年毎）の申請に当たっては、欠格事由該当性の審査を厳密に行う必要性から、専門医（精神保健指定医の他、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2 年以上精神障害の診断または治療に従事した経験を有する医師）が作成した診断書（様式：別添参照）を添付することが義務化され、福岡県警察本部より、別添のとおり協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

今回の一部改正により、従来認められておりました専門医以外の医師が作成した診断書については、平成 21 年 12 月 4 日以降は受理されないことにご留意下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、銃砲刀剣類に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断されるものではなく、公安委員会の責任において行われることを申し添えます。

また、日本医師会からも同様に協力依頼がございましたので、併せてお送りいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉



平成21年12月10日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県警察本部生活環境課長



銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う専門医の診断書添付の義務化に係る
協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会にありましては、先般より、福岡県警察の活動に対するご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が平成20年12月5日に公布され、平成21年12月4日に施行されたところであります。

この改正法により、猟銃等の所持許可又はその更新（3年毎）の申請に当たっては、欠格事由該当性の審査を厳格に行う必要性から、専門医（精神保健指定医のほか、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師を言います。）が作成した診断書を添付しなければならないこととなりました。

この改正法の円滑な運用を図るためには、貴会員の皆様方のご協力が不可欠であります。

つきましては、下記の点につき、貴会のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 専門医の診断書添付の義務化に関する周知

警察においても、改正法について、銃砲所持者等に対する広報活動を実施しておりますが、貴会におかれましても、会員の皆様方に対しまして、専門医の診断書添付の義務化の概要について周知していただきますようお願い申し上げます。

2 専門医の診断書添付の義務化に関する支援

専門医による診断書の作成について、貴会員の皆様方のご協力がいただけますようご支援をお願い申し上げます。

なお、銃砲刀剣類に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく、公安委員会 の責任において行うものであります。



猟銃等の所持許可に係る専門医の診断書添付の義務化について

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

- 公布～平成20年12月5日
- 施行～平成21年12月4日

2 専門医の診断書添付の義務化(法第4条の2第2項)

猟銃等(ライフル銃、散弾銃、空気銃)の所持許可又はその更新等に係る申請書には、医師の診断書であって内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

※ 改正前においても、申請書には診断書を添付することが義務付けられていたが、歯科医師以外の医師が作成した診断書であればよいとされていた。(警察庁通達)

3 改正の趣旨

猟銃等の申請に際して欠格事由該当性の審査を厳格に行うためには、所持許可に係る申請書に添付される医師の診断書は専門医が作成したものであることが必要と考えられたもの。

4 専門医の診断書(内閣府令で定める要件～施行規則第10条)

次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であって、法第5条第1項第3号及び第4号に該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているもの。

- ① 精神保健指定医
- ② 法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

上記②の医師の該当基準は、原則として、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することとする。(警察庁通達)

(法第5条第1項第3号(施行令第8条))

- ① 統合失調症
- ② そううつ病
- ③ てんかん
- ④ ①から③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- ⑤ 認知症

(法第5条第1項第4号)

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

5 診断書の様式(別添のとおり)

6 その他

- (1) 所持許可の取消処分等は、必要により医師の診断を参考にしつつ、公安委員会の責任において行います。
- (2) 診断書の作成に要する費用は、許可申請に付随するものであるため申請者の負担となります。

診 断 書

住 所
氏 名

年 月 日生

上記の者については、次のとおり診断します。

1 統合失調症	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
4 1 から 3 までのほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
5 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 6 項に規定する認知症	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要

（所見）

年 月 日

病院所在地
病院名
医師

（印）

診断書を作成した医師は、

- ☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 1 8 条第 1 項に規定する精神保健指定医
- ☐ 精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師

である。

備考 1 ☐印のある欄については、該当の□内にレ印を付して下さい。

2 診断項目の病気等に該当する疑いがある場合は、「経過観察が必要」の□内にレ印を付し、「所見」欄にその症状を記載して下さい。

銃砲刀剣類所持等取締法

(許可)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

- 一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者（第5号の2に該当する者を除く。）
- 二 以下略

(許可の申請)

第4条の2 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日
 - 二 銃砲又は刀剣類の種類(内閣府令で定める猟銃の種類を含む。)
 - 三 銃砲又は刀剣類の所持の目的
 - 四 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の許可申請書が前条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（内閣府令）

(申請書に添付する医師の診断書)

第10条 法第4条の2第2項（法第5条の4第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第5条第1項第3号又は第4号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第18条第1項に規定する精神保健指定医

二 前号に掲げる者のほか、法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

上記二の医師の該当基準は、原則として、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することとする。（※警察庁通達）

~~~~~  
(許可の基準)

第5条 都道府県公安委員会は、第4条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一から二 略

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第8条第16項に規定する認知症である者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

五 以下略

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（政令）

(政令で定める病気)

第8条 法第5条第1項第3号の政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 統合失調症

二 そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

三 てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気



日医発第 790 号(地Ⅲ195)

平成 21 年 12 月 8 日

都道府県医師会  
会長 殿

日本医師会  
会長 唐 澤 祥 人



専門医の診断書の添付の義務付け及び認知機能検査の結果に応じてなされる  
認知症に関する受診命令制度の円滑な運用のための協力について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「受診命令制度及び公務所等への照会制度の円滑な運用のための協力  
について」につきましては、平成 21 年 5 月 20 日付日医発第 162 号(地Ⅲ44)  
をもって貴会宛にお送り申し上げたところですが、今般、別添のとおり、警察  
庁生活安全局長より、本会に対して専門医の診断書の添付の義務付け及び認知  
機能検査の結果に応じてなされる認知症に関する受診命令制度の円滑な運用  
のための協力について依頼がありました。

本件は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第  
86 号)が、平成 20 年 12 月 5 日に公布され、平成 21 年 12 月 4 日に専門  
医の診断書の添付の義務付け及び認知症に関する受診命令制度が導入される  
ことから、専門医の診断書の作成及び認知症に関する受診命令制度の導入につ  
いての周知、ならびに支援を求めるものであります。

専門医の診断書の添付の義務付けは、猟銃等の所持許可又はその更新の申請  
に当たって、精神科、神経内科等の専門医(精神保健指定医のほか、精神科、  
心療内科、神経内科等を標榜し、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した  
経験を有する医師を想定)が作成した診断書を添付しなければならないとする  
ものであります。



また、認知機能検査は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする75歳以上の高齢者に受検していただき、加齢に伴う認知機能の低下が銃砲刀剣類の取扱いに影響を及ぼす可能性があることを理解していただくため、都道府県公安委員会が実施するものであり、この検査は簡易なもので、医師ではなく警察職員が行うものであります。この認知機能検査の結果が一定の基準に該当した場合には、都道府県公安委員会は、その者に対して、都道府県公安委員会が指定する専門医の診断を受けるべきことを命じ、その診断結果の報告を求めることができることとしております。

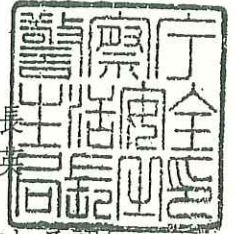
なお、銃砲刀剣類に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく、都道府県公安委員会の責任において行うものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

警察庁丙保発第20号  
平成21年12月1日

社団法人日本医師会  
会長 唐澤 祥人 殿

警察庁生活安全局長  
巽 高英



専門医の診断書の添付の義務付け及び認知機能検査の結果に応じてなされる認知症に関する受診命令制度の円滑な運用のための協力について（依頼）

初冬の候、貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）が、平成20年12月5日に公布され、平成21年12月4日に専門医の診断書の添付の義務付け及び認知症に関する受診命令制度が導入されることとなり、現在、警察において、その円滑な実施のための準備を進めているところです。

専門医の診断書の添付の義務付けは、猟銃等の所持許可又はその更新の申請に当たっては、精神科、神経内科等の専門医（精神保健指定医のほか、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師を想定しています。）が作成した診断書を添付しなければならないとするものです。

また、認知機能検査は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする75歳以上の高齢者に受検していただき、加齢に伴う認知機能の低下が銃砲刀剣類の取扱いに影響を及ぼす可能性があることを理解していただくため、都道府県公安委員会が実施するものであります（この検査は簡易なもので、医師ではなく警察職員が行います。）。

この認知機能検査の結果が一定の基準に該当した場合には、都道府県公安委員会は、その者に対して、都道府県公安委員会が指定する専門医の診断を受けるべきことを命じ、その診断結果の報告を求めることができることとなります。

これらを円滑に運用するためには、貴会の会員の皆様方の御協力が不可欠であることから、下記の点につき、貴会の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 専門医の診断書の作成及び認知症に関する受診命令制度の導入についての周知

警察においては、専門医の診断書の作成及び認知症に関する受診命令制度の導入に向け、銃砲所持者等に広報啓発を行う予定ですが、貴会におかれましても、各都道府県の医師会さらには会員の皆様方に対して、制度導入の趣旨やその概要について周知していただきますようお願い申し上げます。

### 2 専門医の診断書の作成及び認知症に関する受診命令制度の導入についての支援

専門医の診断書の作成及び認知症に関する受診命令制度の導入に当たり、各都道府県の医師会さらには会員の皆様方から御協力いただけるよう御支援をお願い申し上げます。

なお、銃砲刀剣類に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく、都道府県公安委員会の責任において行うものです。